



# 青色だより

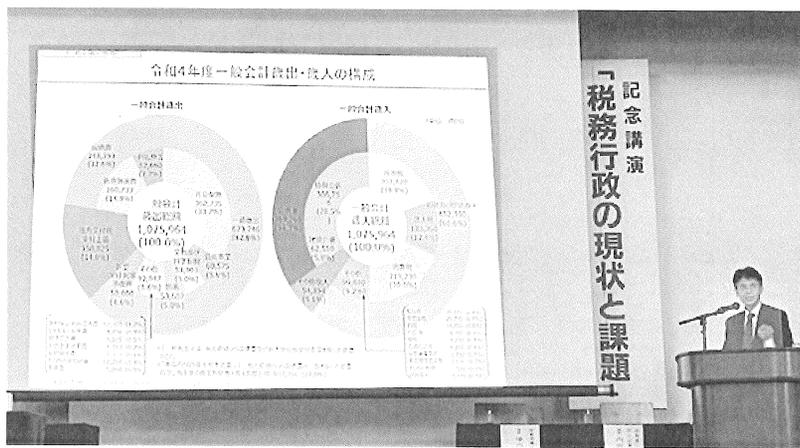
税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40  
大樹生命福岡祇園ビル3階  
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

## 第58回(令和4年度)青色申告会 北部九州ブロック大会が盛大に開催されました



「高橋局長による記念講演」

一般社団法人全国青色申告会総連合と北部九州青色申告会連合会の共催による第58回(令和4年度)青色申告会北部九州ブロック大会が去る10月13日、伊万里市のロイヤルチェスター伊万里において開催されました。

当日は、来賓として福岡国税局より高橋俊一局長をはじめとした関係幹部の方々、山口祥義佐賀県知事、深浦弘信伊万里市長、友好関係団体の会長などをお招きし、福岡・佐賀・長崎3県の各青色申告会から会員、役職員合わせて150名の参加がありました。

第1部では、(一社)全国青色申告会総連合の綿貫常務理事より「青色申告制度施行・青色申告会結成70年のあゆみ」と題したスライド放映での講演や、今後の活動方針を盛り込んだ大会宣言が行われました。

第2部では、佐賀県知事・伊万里市長から祝辞を頂戴したあと、福岡国税局の高橋局長より「税務行政の現状と課題」という演題のもと記念講演が行われました。講演では、コロナ禍における税務行政の対応・行政サービスにおけるデジタル化が進む中での課題や将来構想について、令和5年から始まるインボイス制度の円滑な実施に向けた取り組みについてなどスライドを用いながらわかりやすくお話しいただきました。また、青色申告会、法人会、間税会、税理士会など税務関連団体との連携について述べられ、税務行政にあたり国税庁、国税局、税務署とこれら税務関連団体との協調性の重要性について述べられました。

懇親会では地元の伊万里青色申告会有志一同による歓迎のアトラクション「伊万里トントン」の実演が行われました。

コロナウイルスにより3年ぶりに開催されたブロック大会でしたが、感染拡大に十分配慮し会員同士、来賓との和やかな交流・会話がはずみ、楽しいひとときを満喫しました。



### 所得税 予定納税(減額申請)のお知らせ

令和3年分所得税の年税額が15万円以上の方は、7月に年税額の1/3の金額を、11月にも年税額の1/3の金額を事前に納める(合計2/3の税額を前払いする)ことになっています。

ただし一定の基準を満たせば、減額することができます。詳しくは事務局までお尋ね下さい。  
※納めた所得税は経費にはなりません。記帳する際は、事業主貸勘定として下さい。

予定納税額の減額申請期限	11月15日(火)
予定納税額の納付期限	11月30日(水)

### 個人事業税 納付期限のお知らせ

令和3年分所得税の申告書を提出された方は、同時に個人事業税の申告も行ったものとみなされます。課税される事業所には各県税事務所から納税通知書が送られてきますので、以下の期日までに納めて下さい。納めた事業税は経費(租税公課)になります。

なお、事業税額等のご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせ下さい。  
※申告期限の延長をした方(3/15以降に確定申告した方)は納付期限が異なります。  
※年税額が1万円以下の方は、8月31日までに全額を納めます。

個人事業税 第2期 納付期限	11月30日(水)
----------------	-----------

# どうする? 相続発生後、口座を凍結されたら…

預貯金口座の名義人が亡くなったことを金融機関が把握すると、その口座は凍結され、お金を引き出したり送金したりできなくなることは、皆さんも何となくご存じかと思います。これは、亡くなった時点でこの預貯金が相続財産とみなされ、正式に手続きされるまでは勝手に引き出されないようにするためです。

そうは言うものの、近々の生活費や葬儀費用など、引き出せないと困ってしまうこともあるでしょう。金融機関によっては、葬儀費用などの一部は簡単な書類で引き出してくれることもあるようですが、必ずしもそれで事足りるとは限りません。

## 口座凍結を解除するには…

遺言書の有無で必要になる書類が異なりますが、遺言書がない場合については以下が必要になります。

- ①相続手続き依頼書（金融機関所定の書式）
- ②亡くなった方の戸除籍謄本（出生から死亡まで）
- ③相続人全員の戸籍謄本（疎遠になっている相続人がいると厄介です）
- ④相続人全員の印鑑証明書（印鑑登録が済んでいないと発行できません）



以前は、金融機関ごとに上記書類を提出する必要がありましたが、2017年から「法定相続情報証明制度」により簡素化され、法務局にこれを交付してもらうことによって、金融機関に出す書類を少なくすることができるようになりました。また、2019年には「預貯金の仮払い制度」が創設され、相続人全員の同意がなくても150万円までは払い戻しが請求できるようになりました。いざという時に慌てなくてすむよう、頭の片隅に入れて心積もりをしておきましょう。詳しくは弁護士、司法書士、法務局等にお問い合わせください。

## マイナポイント第2弾 申請期限が年末まで延長

マイナンバーカードを新規取得(5,000円分)したり、健康保険証の利用申し込み(7,500円分)をしたり、公金受取口座の登録(7,500円分)をすることでポイントを受け取れる「マイナポイント第2弾」の申請期限が延長されました。

『青色だより6月号』に詳細を掲載しましたが、当初は9月末となっていた申請期限が12月末まで延長になっています。最大20,000円分のポイントが受けられます。申請期限が近づくと役所の混雑が予想されますので、申請をお考えの方はお早めに！

### 弁護士による無料相談行います!



弁護士の橘先生による無料相談

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?

ご希望の方は下記の日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。

11月11日(金) 15:00~17:00

### 税務相談日のお知らせ

税理士による無料相談  
ご相談の際は、ご予約をお願い致します。

11月7日(月)・24日(木)・12月5日(月)

10時~12時 / 13時~16時

※所得税・消費税・相続税・贈与税等々  
※上記は都合により変更する場合がございます。

今月以降の行事予定	行事予定日	行事内容
	11月7日(月)・24日(木) 12月5日(月)	税務相談日
	11月11日(金)	法律相談日
	11月15日(火)	青色申告会日帰りバスツアー (※事務局は留守にします)
	11月24日(木)	全青色共済・傷害特約 口座振替日
	11月28日(月)	全青色傷害・疾病入院補償 口座振替日
	11月29日(火)	消費税インボイス制度セミナー

## ふくおかNEWS

メール: info@aiiro-f.com  
H P: http://aiiro-f.com/  
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176  
当会発信専用番号:070-5416-5221

### 編集後記

先日、北部九州ブロック大会が伊万里市で開催されました。お忙しい中ご参加くださった会員の皆さま、ご協力ありがとうございました。

最近、一気に日が短くなって気温も下がり秋が深まっていますね。11月はバスハイクもあるのでこの間に秋を満喫したいですね!